# 災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令　新旧対照条文　目次


○　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）（第一条関係）――1
○　平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十八号）（抄）（第二条第一号関係）――2
○　令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第百四十三号）（抄）（第二条第二号関係）――3
○　令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和二年政令第二百三十四号）（抄）（第二条第三号関係）――4
○　令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和六年政令第十四号）（抄）（第二条第四号関係）――5

○　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （特定公共施設）<br>第一条　大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第二条第六号の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。 | （特定公共施設）<br>第一条　大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。 |

○　平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十八号）（抄）（第二条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 大規模災害からの復興に関する法律第二条第二号の非常災害として、平成二十八年熊本地震による災害を指定する。 | 大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、平成二十八年熊本地震による災害を指定する。 |

○　令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第百四十三号）（抄）（第二条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 大規模災害からの復興に関する法律第二条第二号の非常災害として、令和元年台風第十九号による災害を指定する。 | 大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和元年台風第十九号による災害を指定する。 |

○　令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和二年政令第二百三十四号）（抄）（第二条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 大規模災害からの復興に関する法律第二条第二号の非常災害として、令和二年七月豪雨による災害を指定する。 | 大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和二年七月豪雨による災害を指定する。 |

○　令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和六年政令第十四号）（抄）（第二条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 大規模災害からの復興に関する法律第二条第二号の非常災害として、令和六年能登半島地震による災害を指定する。 | 大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和六年能登半島地震による災害を指定する。 |